

県外での予防接種は 依頼書が必要です

里帰り出産や入院など一時的に県外に滞在し、滞在先の医療機関で定期予防接種(お子さんの四種混合やB型肝炎、高齢者の肺炎球菌ワクチンなど)を受ける場合は、市が発行する「予防接種実施依頼書」が必要です。

依頼書の発行まで2週間程かかりますので、手続きはお早めにお願ひします。

接種費用▼一旦全額を自己負担でお支払いください。その後、申請により、市の定める額の範囲内で助成します

申請方法▼市保健所健康管理課(八橋)または市ホームページにある申請書に必要事項を記入し、同課へお持ちになるか郵送してください

広報ID番号 1005579

●問い合わせ

健康管理課 ☎(883)1179

医療費の自己負担額が助成される福祉医療費受給者証の申請をしましょう

「子ども福祉医療制度」「障がい児(者)の福祉医療制度」のいずれかに

該当するかたは、申請すると「福祉医療費受給者証」が交付され、診療の際に受給者証と健康保険証を一緒に医療機関に提示することで、保険診療の自己負担分(1〜3割)が助成されます。

◆申請と変更手続きの窓口

①子どもの福祉医療制度は
子ども総務課(市役所2階)

☎(888)5691

FAX(888)5693

②障がい児(者)の福祉医療制度は
障がい福祉課(市役所1階)

☎(888)5663

FAX(888)5664

*①②とも各市民SC(中央・東部・南部別館を除く)、駅東SCでも受け付けます。

①は、市ホームページの「秋田市電子申請・届出サービス」から電子申請の手続きも可能です。

◆広報ID番号 1002695

①子どもの福祉医療制度の対象

0歳(全員)

入院・通院医療費を全額助成します。所得確認あり

1〜6歳(全員)

入院・通院医療費を助成します。所得確認あり

所得確認あり



▼小・中学生

入院・通院ともに所得制限あり

*お子さんが1歳以上で市(区町村)民税所得割が課税されている世帯は、自己負担額の半額をお支払いいただきます。0歳のお子さんは自己負担はありません。

*自己負担は、医療機関(入院・通院それぞれ)や薬局ごとに月額1千円が上限です。

▼ひとり親家庭、父母がいない家庭、父か母が重度の身体障害者手帳をお持ちの家庭

18歳までのお子さん(18歳に達する日以後の最初の3月31日まで)が対象です。所得制限あり。お子さんが就職などで、社会保険本人(※)になると該当しません

②障がい児(者)の福祉医療制度の対象

重度心身障がい児(者)

身体障害者手帳1〜3級か療育手帳Aをお持ちのかた。社会保険本人(※)は所得制限あり

▼高齢身体障がい者
65歳以上で身体障害者手帳4〜6級をお持ちのかた。所得制限あり。社会保険本人(※)は該当しません

※ 秋田市国民健康保険、国民健康保険組合、後期高齢者医療制度以外の健康保険の被保険者のこと



◆福祉医療費受給者証の更新に必要な書類をお送りしています

福祉医療費受給者証は、毎年8月1日に更新されます。次のとおり該当するかたに、それぞれ届出書をお送りしています。

届出書を期限までに提出した場合、7月下旬に支給判定結果をお知らせします(受給対象者には新しい受給者証を同封します)。

▼該当する内容と送付した書類

「乳幼児・小中学生」の制度に該当し、所得確認が必要なかた

↓ 税情報等確認届

「ひとり親家庭等」のかた ↓ 現況届

「障がい児(者)」のかた

↓ 更新申請書

◆新規申請を受け付けます

新たに受給者証を申請する場合は、対象が「乳幼児・小中学生」のかたは7月5日(月)から、それ以外のかたは7月12日(月)から、上記の子ども総務課または障がい福祉課で受け付けます。

*令和2年度に所得制限を超えたため該当しなかつたかたでも、申請により今年度は該当する場合があります。

*ひとり親家庭のかたで、「乳幼児・小中学生」の福祉医療制度(対象区分および負担者番号)の上2桁が「74」をお持ちのかたは、申請により「ひとり親家庭」の制度に切替可能な場合があります。





児童手当現況届の提出はお済みですか

児童手当を受給しているかたへ、6月上旬に現況届の用紙(ピンク色)をお送りしています。提出がまだのかたは、なるべく郵送で早めに提出してください(公務員は職場での手続きになります)。

●問い合わせ

子ども総務課 ☎(888)5689

社会福祉法人利用者負担軽減確認の申請を

市に申し出があった社会福祉法人が提供している介護サービスの利用料が軽減される「社会福祉法人利用者負担軽減確認」の申請を受け付けています。

なお、現在、確認証をお持ちのかたは、7月31日(土)で期限が切れますので再度申請が必要です。

対象①～⑥の要件をすべて満たし、収入や世帯状況、利用者負担などを勘案し、生計が困難であると市が認めたかた。軽減割合は、利用者負担額の25%(老齢福祉年金受給者は50%)です。

①世帯全員が市民税非課税

②年間収入が単身世帯で150万円(世帯員が1人増えることに50万円を加算)以下

③預貯金などの額が、単身世帯で350万円(世帯員が1人増えることに100万円を加算)以下

④日常生活に供する資産(住居など)以外に活用できる資産がない

⑤負担能力のある親族などに扶養されていない(所得税や市町村民税の扶養控除対象者となっていないこと)

⑥介護保険料を滞納していない

【軽減対象】

※Ⅱ介護予防サービス費を含む

在宅サービス：訪問介護、通所介護および地域密着型通所介護、短期入所生活介護(ショートステイ)(※)、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護(※)、小規模多機能型居宅介護(※)、看護小規模多機能型居宅介護、介護予防・日常生活支援総合事業

施設サービス：介護老人福祉施設および地域密着型介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)

*生活保護を受給しているかたの場合、在宅サービスの短期入所生活介護(※)と施設サービスの介護老人福祉施設および地域密着型介護老人福祉施設利用が対象となり、居住費(滞在費)の全額を軽減します。

申請方法▶介護保険課(市役所2階)にある申請書(市ホームページからもダウンロード可)、課税状況の調

査への同意書(世帯全員の同意と自署が必要)、収入状況等申告書に必要事項を書いて、収入・資産・預貯金・扶養状況を確認できる書類と一緒に提出してください

◆広報ID番号 1004799
●問い合わせ
介護保険課 ☎(888)5674

国民年金保険料の免除申請を受け付けます

令和3年度の国民年金保険料免除申請を7月1日(木)から受け付けます。国民年金には、所得の減少や失業などで保険料の納付が困難なときに、本人の申請により免除される制度があります。

免除には、「全額免除」「4分の3免除」「半額免除」「4分の1免除」があり、本人、配偶者、世帯主の前年所得で審査されます。また、50歳未満のかた(学生を除く)が対象の「納付猶予制度」もあります。

そのほか、新型コロナウイルスの影響により納付が困難なかたには、臨時的免除申請も受け付けています。

免除申請などが承認されると

▼免除された期間は、年金を受け取るための資格期間(10年)に入ります。一部免除は、その保険料を納付すると資格期間に入ります

(障害基礎年金の要件である納付済期間にも入ります)。

▼免除・猶予された期間の保険料は10年以内であれば後で納める(追納)ことができ、納めた分は年金受給額に反映し、計算されます(3年目以降の分を追納する場合、当時の保険料に一定額が加算されます)。

*学生を対象とした、「学生納付特例」もあります。詳しくはお問い合わせください。

免除の申請窓口(平日のみ)

国保年金課(市役所1階)、市民SC(中央・東部・南部別館を除く)、駅東SC、岩見三内・大正寺の各連絡所
申請に必要なもの
マイナンバーがわかるものまたは年金手帳、本人確認書類(マイナンバーカードなど)。失業や災害などが理由のかたは、その証明書類(雇用保険受給資格者証・離職票・罹災証明書など)

*申請日から原則2年1か月前まで遡って申請できます。申請は年度単位。保険料の年度区分は7月～次の年の6月です。
*審査結果は、申請から2～3か月後、日本年金機構から通知書が送られます。詳しくは、秋田年金事務所へお問い合わせください。☎(865)2392

●問い合わせ

国保年金課 ☎(888)5633